

新	旧
<p style="text-align: center;">海外商社名簿について</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063</p> <p style="text-align: center;">沿革 (略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 27 年 3 月 1 日</u> <u>一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 7 条 (略)</p> <p>(信用調査報告書)</p> <p>第 8 条 信用調査報告書は、次の各号の要件を具備しているものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 確実な調査会社によって作成された報告書であり、かつ、原則として過去 1 年以内に調査されたものであること。</p> <p>三 (略)</p> <p>第 9 条 ～ 第 11 条 (略)</p> <p>(名簿区分 P の登録等)</p> <p>第 12 条 第 8 条に規定する信用調査報告書を入手できない場合は、名簿区分 P において格付を決定するものとする。</p> <p>2 名簿区分 P に格付する場合は、以下の書類により登録又は格付変更できるものとする。</p> <p>一 P U 格に海外商社を登録する場合は、海外商社の正式名称及び住所が確認できる契約書等の書類の写し</p> <p>二 P N 格に海外商社を登録若しくは格付変更する場合又は次の第 3 項及び第 4 項に従い P N 格に格付する期間を延長する場合は、海外商社の正式名称、住所及び創設期にあることが確認できる書類 <u>(原則として過去 1 年以内に作成されたもの)</u> の写し</p> <p>3 P N 格に海外商社を登録又は格付変更する場合、当該海外商社を P N 格に格付する期間 (以下「P N 格の有効期間」という。) は、次条に規定する効力発生日から 1 年間とする。ただし、日本貿易保険は、当該海外商社が P N 格に登録又は格付変更された日から 1 年を経過した後において未だ創設期にあることが確認できる場</p>	<p style="text-align: center;">海外商社名簿について</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063</p> <p style="text-align: center;">沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 7 条 (略)</p> <p>(信用調査報告書)</p> <p>第 8 条 信用調査報告書は、次の各号の要件を具備しているものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 確実な調査会社によって作成された報告書であり、かつ、原則として過去 1 年 <u>(設立後 1 年以上が経過した海外商社を P N 格に登録若しくは格付変更を希望する場合又は第 1 2 条第 3 項に規定する P N 格の有効期間の延長を希望する場合は、過去 3 月)</u> 以内に調査されたものであること。</p> <p>三 (略)</p> <p>第 9 条 ～ 第 11 条 (略)</p> <p>(名簿区分 P の登録等)</p> <p>第 12 条 第 8 条に規定する信用調査報告書を入手できない場合は、名簿区分 P において格付を決定するものとする。</p> <p>2 名簿区分 P に格付する場合は、以下の書類により登録又は格付変更できるものとする。</p> <p>一 P U 格に海外商社を登録する場合は、海外商社の正式名称及び住所が確認できる契約書等の書類の写し</p> <p>二 P N 格に <u>設立後 1 年未満の海外商社を登録又は格付変更する場合は</u>、海外商社の正式名称、住所及び創設期にあることが確認できる書類の写し</p> <p>3 P N 格に海外商社を登録又は格付変更する場合、当該海外商社を P N 格に格付する期間 (以下「P N 格の有効期間」という。) は、次条に規定する効力発生日から 1 年間とする。ただし、日本貿易保険は、当該海外商社が P N 格に登録又は格付変更された日から 1 年を経過した後において未だ創設期にあることが確認できる場</p>

<p>合は、PN格の有効期間を1年毎に延長することができる。</p> <p>4 前項に規定するPN格の有効期間を延長しようとする者は、日本貿易保険が別に定める手続に従い、当該期間の満了の日の1月前から当該満了の日までに当該期間の延長申請を行わなければならない。日本貿易保険は、海外商社のPN格の有効期間が満了する日までに当該期間の延長申請がなかったときは、当該海外商社をPU格に格付変更することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>第13条 ~第14条 (略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成27年3月1日から実施する。</p>	<p>合は、PN格の有効期間を1年毎に延長することができる。</p> <p>4 前項に規定するPN格の有効期間を延長しようとする者は、日本貿易保険が別に定める手続に従い、当該期間の満了の日の1月前から当該満了の日までに当該期間の延長申請を行わなければならない。日本貿易保険は、海外商社のPN格の有効期間が満了する日までに当該期間の延長申請がなかったときは、当該海外商社をPU格に格付変更することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>第13条 ~第14条 (略)</p>
--	---